

淑徳大学不当労働行為救済命令取消訴訟の東京高裁判決に関する声明

2019年8月8日

東京地区私立大学教職員組合連合

淑徳大学教職員組合

2019年8月8日、東京高等裁判所（以下、東京高裁）は学校法人大乗淑徳学園（以下、学園）が国を被告として控訴していた不当労働行為救済命令取消請求訴訟（平成31年（行コ）第63号）について、不当労働行為救済命令の正当性を認めた東京地裁判決を支持する判決を下しました。この行政訴訟で争われた学園の不当労働行為は、以下の内容です。

淑徳大学教職員組合（以下、組合）は、淑徳大学国際コミュニケーション学部の募集停止を理由に、同学部教員に対して解雇が予告された事態を受けて2015年3月に結成され、東京地区私立大学教職員組合連合（以下、東京私大教連）に加盟しました。しかし、学園は組合に対し、以下のような異常な不当労働行為（支配介入、団交拒否）を繰り返しました。

- （1）学園は、大学構内での組合活動は就業規則違反であるとして一律に禁止する通知を組合に発し、違反した場合の懲戒処分を示唆しました。また、東京私大教連が組合に送付した郵便物の取次ぎを拒否し、これを返送あるいは組合委員長の自宅に着払いで転送するなど、組合と東京私大教連との円滑な連絡を妨害する行為を繰り返しました。さらに団交申し入れ等の日常の連絡も、文書郵送以外は認めないとするなど、異常な組合否認にもとづく支配介入を続けました。
- （2）学園は、組合の団交申し入れに対し、当初「場所は学外、時間は1時間、出席者は3名程度、録音は禁止」等とする一方的な開催条件に固執し、組合がこれに従わない限り交渉を行わないとする団交拒否を行いました。その後、場所は学内とするものの上部団体である東京私大教連の参加は認めないとするなど、組合が受け入れられない条件に固執して団交を拒否し続けました。

東京都労働委員会（以下、都労委）は2016年11月9日、学園に対して支配介入等の不当労働行為を直ちに止め、団体交渉に応じるよう命じる不当労働行為救済命令を交付しました。学園はこれを不服として中央労働委員会（以下、中労委）に再審査申立を行いました。中労委は2017年10月18日、学園に対して都労委命令を履行せよとの命令を下しました。学園はこの中労委命令の取消を請求する行政訴訟を東京地方裁判所（以下、東京地裁）に提起しましたが、東京地裁は2019年2月21日、中労委命令の正当性を認定して学園の請求を棄却する判決を下すとともに、支配介入を止めて直ちに団体交渉に応じるよう命じる緊急命令を発しました。今回の東京高裁判決は、東京地裁判決を不服とした学園の控訴を退け、学園の不当労働行為をいっそう明確に認定し、東京地裁判決ひいては都労委、中労委命令の正当性を改めて確認したものです。

一方、2017年3月31日に解雇された3教員が同年4月3日に提起した地位確認訴訟では、東京地裁は2019年5月23日、学園の主張をすべて退け、3名の解雇は「解雇権を濫用したものであり、社会的相当性を欠くものとして無効である」と断じる全面勝利判決を下しました。9月からは学園の控訴を受けた控訴審が東京高裁にて開始されます。

前述した東京地裁の緊急命令を受けた団体交渉が2019年4月からようやく開催されていますが、3教員を解雇した理由等の説明を求める組合の要求に対しては、「資料がない」「裁判所で説明済みだ」等の不誠実な対応を繰り返しています。誠実な団体交渉を行っているとは到底言えない状況が続いています。

3教員の解雇からすでに2年半近くが経過し、3名の生活はますます苦しいものとなっています。その間学園は、労働委員会と裁判所から通算4回にわたって、不当労働行為を止めて団体交渉に真摯に応じることを求められてきたのです。

私たちは、学園がこれらの命令、判決を真摯に受け止め、これまでの不誠実で強圧的な態度を反省し、最高裁に上告しないことを要求します。また、東京地方裁判所の緊急命令の趣旨に従って誠実な団体交渉を行い、3名の解雇を撤回して原職に復帰させることを強く求めるものです。

以上